令和8年 10 月 13 日

令和8年度 石川県特定最低賃金専門部会 第2回電機部会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は下記5によりお申込みください。

記

1 日　時　　令和8年 10 月 21 日(水) 15 時 00 分～17 時 00 分
2 場　所　　金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎 2階会議室
3 議　題　　石川県電子部品・ﾃﾞﾊﾞｲｽ・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正金額について
4 傍聴人　　若干名
5 申込方法等
⑴ 傍聴希望者は**傍聴希望者ごと**に、任意の様式又は別添①「傍聴希望申込書」に傍聴を希望される審議会名及び開催日、傍聴者の氏名、住所、所属、連絡先(電話番号、及び、メールアドレス)をご記入の上、下記のあて先まで郵送又は窓口持参、電子メールのいずれかにてお申し込み下さい。(電話での申し込みは受け付けておりませんのでご留意下さい。)

申込みの締切は、令和8年 10 月 19 日(月) 17 時まで です。

《あて先》 石川労働局 労働基準部 賃金室 あて
[郵送・窓口] 〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階
[メールアドレス] chinginshitsu-ishikawakyoku@mhlw.go.jp

⑵ 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、当選された方に対しては、後日文書により連絡いたしますので、開催当日はその文書を持参して下さい。
⑶ 開催当日は、審議会の開始 10 分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。なお、事前にご応募いただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、開催当日はご本人であることがわかるものをお持ち下さい。
⑷ 会議は、会長の判断で非公開となる場合がございますのであらかじめご承知ください。
6 その他
⑴ 傍聴される場合には、別添②「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
⑵ 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申込みの際にお書き添え下さい。
⑶ 介助の方がいらっしゃる場合は、その方のご氏名も併せてお書き添え下さい。
⑷ 第 1 回で結審した場合、第 2 回は開催しません。

石川労働局労働基準部賃金室
TEL 076-265-4425 (担当:小関・前川)

別添①

(送付文書不要)
石川労働局労働基準部賃金室あて

開催日時:令和8年 10 月 21 日(水) 15 時 00 分～17 時 00 分 (予定)
会　　場:金沢駅西合同庁舎 2階会議室

傍聴希望申込書

審議会名	令和8年度 石川県特定最低賃金専門部会 第2回電機部会
開催日	令和8年 10 月 21 日(水)
氏名	
住所	
所属	
連絡先	(電話番号)
	(メールアドレス)

[郵送・窓口]
〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号
金沢駅西合同庁舎5階
[メールアドレス]
chinginshitsu-ishikawakyoku@mhlw.go.jp

別添②

審議会傍聴に当たっての遵守事項

1　傍聴整理番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。

2　事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

3　スマートフォン・携帯電話の電源は必ず切って傍聴して下さい。

4　スマートフォンによる写真・動画撮影、録音機能の使用、及び、カメラ・ビデオカメラ･テープレコーダー等の録画､録音機器の使用はご遠慮下さい。

5　静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んで下さい。

6　審議における言論に対し賛否を表明し､又は拍手をすることはできません。

7　プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは、会場内には持ち込めません。

8　ヘルメット､はちまき､ゼッケン､腕章等は会場内で着用しないで下さい。

9　銃器刃物類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。

10　**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため以下の事項にご協力ください。**

・咳、発熱等の風邪症状のある場合は、傍聴を見合わせていただくようお願いします。

11　その他、主催者である石川地方最低賃金審議会会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主催者は、その者を退場させることがあります。

石川地方最低賃金審議会

石川県特定最低賃金専門部会